

記念杯・表彰楯、記念大会制定及び廃止規程

本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）の主催競技大会における記念杯・表彰楯、記念大会の制定及び廃止に関することを定める。

（制定の目的）

第1条 本連盟の目的（定款第3条）の達成のため、著しい功績を残した者、多大な貢献をした者に対して敬意を表するとともに、その功績と栄誉を次世代に継承するため、記念杯・表彰楯、記念大会を制定する。

（制定の審査）

第2条 下記基準のいずれかを満たし推薦を受けた者について、理事会で審査し記念杯・表彰楯制定及び設置大会、制定種目を決定する。

- (1) オリンピック、世界選手権大会及びそれに準ずる国際大会において、著しい成績を残し、わが国の競技力向上に大きく貢献した者。
- (2) 本連盟の組織、事業運営に長年にわたり尽力し、著しい功績を残した者。又は、その発展に多大な貢献をした者。
- (3) 競技力向上事業発展のために多大な寄付・資金援助をした者。

（推薦の方法）

第3条 各加盟団体又は専門委員会は、制定の推薦理由、推薦基準を満たす戦績や功績、設置を希望する大会（案）を記し、理事会宛書面にて提出する。また、代表理事推薦により審査対象とすることができる。

（記念杯・表彰楯の授与）

第4条 記念杯・表彰楯制定種目の優勝者または優勝団体に授与する。
ただし、記念杯・表彰楯は毎年度の持ち回りとし、返還時にレプリカを授与する。

（記念杯・表彰楯、記念大会の廃止）

第5条 原則として、制定対象者の没後20年を過ぎたものについては、理事会の決議により廃止をすることができる。

（雑 則）

第6条 本規程に定めのない事項については理事会にて決定する。

附則 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。